

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和2年1月10日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和2年1月10日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和2年1月10日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー伊敷店

鹿児島市下伊敷一丁目54番2号

2 変更事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 変更前 建物西側 54台

イ 変更後 建物西側 42台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 変更前 駐輪場1 建物南西側 24台

駐輪場2 建物南東側 20台

イ 変更後 駐輪場1 建物南西側 13台

駐輪場2 建物南東側 5台

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 変更前 廃棄物等保管施設1 建物内南西側 8立方メートル

廃棄物等保管施設2 建物内南西側 4立方メートル

廃棄物等保管施設3 建物内南西側 4立方メートル

廃棄物等保管施設4 建物内南西側 4立方メートル

イ 変更後 廃棄物等保管施設1 建物内南西側 10立方メートル

廃棄物等保管施設2 建物内南西側 2立方メートル

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 午前6時から午後10時まで

イ 変更後 荷さばき施設1 24時間

荷さばき施設2 午前6時から午後10時まで

3 変更年月日

(1) 2の(1), (2)及び(3) 令和2年8月24日

(2) 2の(4) 令和元年12月24日

4 届出年月日

令和元年12月23日